

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意見	対応
足利市	総合政策課	特になし	—
足利市	危機管理課	特になし	—
足利市	クリーン推進課	特になし	—
足利市	環境政策課	特になし	—
足利市	市民生活課	特になし	—
足利市	都市政策課	<p>(都市政策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は第一種住居地域です。 ・当該地域は都市機能誘導区域外ですが、店舗面積が1,500㎡以下であるため、都市再生特別措置法に基づく届出は不要となります。 ・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があります。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議してください。 ・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があります。掲出前に都市政策課と協議してください。 <p>(開発指導担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可が必要となりますので、許可取得に向けて手続きを進めてください。 ・当該地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域に該当しますので、造成を行う場合には栃木県都市政策課盛土安全推進班にご相談ください。 ・2000㎡以上の土地取引を行う場合、契約日から2週間以内に国土利用計画法に基づく届出を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域に適合する施設とします。 ・景観法に基づく届出について、事前に協議を行います。(協議予定日：2026. 5. 11) ・屋外広告物について、掲出前に協議を行います。(協議日：2026. 2. 12) ・開発行為について、必要な手続きを進めてまいります。(協議予定日：2026. 5. 11) ・盛土規制法について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議を行います。盛土規制法に該当するが、市の開発許可を申請するため、みなし許可の対象となる。 ・承知しました。
足利市	建築・住宅政策課	特になし	—
足利市	道路河川保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の水路について、法定外公共物使用許可取得をすること。また、開発許可取得となる場合は、法定外公共物使用許可のほか、都市計画法第32条協議を当課と行うこと。 ・車両の出入口について、道路法24条申請の要否について、当課と協議すること。 ・雨水排水については、敷地内で処理すること。また、事業区域内の水路へも流入がないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の水路については、法定外公共物使用許可を取得するとともに、開発許可取得となる際には、都市計画法第32条協議を行います。(申請予定日：2026. 4. 20) ・駐車場出入口を設置する際には、道路法24条協議を行います。(協議日：2025. 10. 6) (提出日：2026. 04. 15) ・雨水排水については、宅内浸透処理とする。(協議済：2026. 2. 1)
足利市	企業経営課	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地内に25mm取出しで20mmのメーターが設置してあります。 ・給水装置工事および排水設備工事をする場合は事前協議が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事および排水設備工事を行う際には、事前協議を行います。
足利市	水道施設課	特になし	—
足利市	下水道施設課	特になし	—
足利市	予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前に消防本部予防課と事前協議を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前までに協議を行います。(協議済：2025. 11. 27)
足利市	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の出店計画は開発行為に該当するため、消防水利等の適合状況について、事前に消防側と協議を行う必要があります。つきまして 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利等の適合状況について、事前に協議を行います。(協議済：2025. 11. 27)

		は、事業者に対し、警防課へ「消防水利に関する事前協議申請書」を2部提出し、協議を行うようお願いいたします。	
足利市	生涯学習課	特になし	—
栃木県	地域振興課	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、足利市都市政策課に確認してください。	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、足利市都市政策課に確認を行います。
栃木県	県民協働推進課	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。 2 図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年 (18歳未満の者) には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所は、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示 (大きさ30cm×15cm) を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 ・図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年には閲覧・販売等を行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所は有害図書類を青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。
栃木県	環境保全課	・出店後は静粛保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要) ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要となります。所管する県南環境森林事務所環境対策課 (0283-23-4445) と協議してください。	・土地の形質変更届出を行う際には、県南環境森林事務所環境対策課と協議を行います。
栃木県	資源循環推進課	○栃木県では令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○食品ロスの削減等、廃棄物の排出を抑制するとともに、エコマークの認定商品等の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組について検討いたします。 ・食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に取り組んでまいります。
栃木県	交通政策課	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合	・オープンに伴い、来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞や交通安全の

		には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	問題が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、適切な対策を講じてまいります。
栃木県	道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち新設、改築の観点から意見なし。	—
栃木県	道路保全課	意見なし	—
栃木県	上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議を行います。
栃木県	都市政策課	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議してください。 足利市景観計画に定める行為の届出の可否について、足利市都市政策課と協議してください。（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167） <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法における開発許可の可否について足利市都市政策課と協議してください。（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2168） <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、足利市都市政策課と協議してください。（協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167） 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課に確認してください。（協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167） 駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167） <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。（協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801） 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議を行いました。（協議日：2026. 2. 12） 足利市景観計画に基づく行為の届出について足利市都市政策課と協議を行います。（協議予定日：2026. 5. 11） 開発許可等の可否について、足利市都市政策課と協議を行いました。（協議済：2025. 8. 1） 足利市都市政策課と立地適正化計画について協議を行います。 駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務について、足利市都市政策課に確認済み（2025. 09. 19）。 栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。 盛土規制法について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議を行います。盛土規制法に該当するが、市の開発許可を申請するため、みなし許可の対象となる。
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築指導課	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課（TEL：0284-20-2170）と協議願います。なお、建築	<p><各申請等提出先・提出予定日></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請 提出先：日本ERI株式会社宇都宮支店 提出日：2026. 4. 7 ●建築物省エネ法 提出先：日本ERI株式会社宇都宮支店 提出日：2026. 4. 14 ●建設リサイクル法

		確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	提出先：足利市都市建設部建築・住宅政策課 提出予定日：未定 ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 提出先：足利市都市建設部建築・住宅政策課 提出予定日：2026. 4. 30
栃木県	警察本部 交通規制課	○令和8年3月31日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○乗入口の位置等に変更が生じた際は、関係各課と再協議を行います。
栃木県	経営支援課	指導事項なし	—